

岩内町ゼロカーボン・モビリティ導入業務委託要求水準書

1 業務の目的

本町では、令和6年6月にゼロカーボンシティ宣言を行うとともに、策定した「岩内町ゼロカーボンビジョン」及び「岩内町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で46%削減する目標を定めている。

本業務では、「公用車のEV化」、「再生可能エネルギー利用の拡大と役場庁舎電力料金の削減」、「災害レジリエンス対応力強化」を推進するとともに、町民や事業者の「ゼロカーボン意識」の醸成を図るため、太陽光発電設備、電気自動車用充電器等の導入を進めることを目的としている。

2 要求水準書の趣旨

本業務に参加しようとする者は、要求水準書の内容を確認し、これに沿った提案を行うこと。

要求水準書に記載する事項は、本町が求める最低限のものであり、より高度な機能により、業務を効果的・効率的に行えると考えられる場合は、本要求水準書に記載がされていない事項であっても積極的に提案すること。

なお、本業務は北海道の「ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業」の補助の活用を前提として実施するため、設備の導入・提案にあたっては補助事業の規定に沿って行うものとする。

3 業務名

岩内町ゼロカーボン・モビリティ導入業務委託

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

5 施工場所

北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町役場庁舎

6 本設備に関する性能規定について

(1) 設計・施工一括発注方式

本業務はコスト縮減、工期短縮を図るため、民間の技術的能力等を最大限に活用し、設計・施工一括発注方式を採用する。

本要求水準書は原則として本町が要求する機能及び性能を規定するものであり、本設備の具体的仕様、並びにそれらを構成する個々の部位・部品・機器等の具体的仕様については、特記事項のない限り応募事業者がその提案を行うものとする。

(2) 創意工夫の発揮

応募事業者は、本設備の導入目的、目指す効果を踏まえ、本要求水準書に示されたサービス水準を、効率的かつ合理的に満足するよう積極的に創意工夫を発揮して提案を行うこと。また、業務目的を踏まえ、その実現のための提案を積極的に行うこと。なお、本業務の目的やサービス水準の維持と矛盾しない限りにおいて、本要求水準書に示されていない部分について、本設備の利便性・安全性・効率性を向上させるような提案があれば、本町はその具体性、コストの妥当性、公共的施設としての適性等に基づいてこれを事業者選定の審査において評価するものとする。

(3) 地域の企業や団体等との連携

地域活性化効果、地域の経済循環の観点から、本業務若しくは、本業務導入後の設置設備の保守管理・修繕等において、町内に本店又は支店、営業所を有し、岩内町競争入札参加資格者名簿に登録されている企業や団体等を含めて検討すること。

7 業務費

(1) 設備の設置業務

上限額：50,000千円（消費税及び地方消費税含む）

(2) 設置設備の保守管理業務等

導入した設備等において、保守管理業務その他導入後の継続的な維持管理費用及び機能提供費用が発生する場合は、併せてそのシミュレーションを示すこと。シミュレーションには、機器更新費、廃棄費用、維持管理費等を含めた総コストを含むこと。なお、これらの費用については、業務費上限額には含まないものとする。

8 業務内容

本業務は、岩内町役場庁舎に太陽光発電装置、カーポート及びEV充電設備等を設置するものであり、設置に係る設計業務、施工業務及び工事監理業務を業務範囲とする。

(1) 設計業務

本業務の実施のために必要な設備新設及び既存設備の改修を含めた検討、調査のほか、本業務で必要な設備一式の設計、物品調達を行う。事業者は、別添「設置予定場所」に対して現地調査、設備容量の検討、必要に応じて構造調査等を行い、最適な提案を行うこと。

(2) 施工業務

① 事業者は、(1)を行った結果及び提案を基に設計した設備の施工及びその他付随する業務（調整・報告・申請・検査等）を行う。なお、最低限導入する設備は以下のとおりとする。

- a 電気自動車用普通充電器（6kW程度）×1台
- b 電気自動車用急速充電器（40kW程度）×1台
- c V2Xシステム（6kW程度）×一式
- d ソーラーカーポート等、太陽光発電設備（20kW程度）×一式
- e エネルギーマネジメントに必要な機器×一式

② 事業者は、最低限、以下のエネルギー・マネジメント機能を提供すること

- a 太陽光発電設備の発電量の可視化
- b 太陽光発電設備の導入によるCO₂削減効果の可視化
- c 電気自動車の充放電電力量の可視化（管理対象は普通充電器とV2Xとする）
- d 役場庁舎の電力料金の削減

(3) 工事監理業務

前掲8 (2)の施工に係る工事監理業務及びその他付随する業務（調整・報告・申請・検査等）

(4) その他

本業務の実施のため、必要に応じ以下業務を実施すること。

- ① エネルギーマネジメント機能の提供

- ② 関係省庁、電力会社等への各種手続き
- ③ 各種法令に従う手続き
- ④ その他、本事業に必要な事項

9 業務内容以外の提案

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計・施工することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、町への貢献・協力など独自の提案について受け付けるものとする。

10 特記事項

(1) 現場調査

現地調査については、設備の設置に係る課題を町と協議した上で行うものとする。対象施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設管理者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査をすること。

(2) 設備容量の検討

発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、対象施設に適切な容量とすること。発電した電力については、効果的に自家消費することができる最適な容量を提案すること。

(3) 構造調査

建物に設備を設置する場合は、設置に関する課題を町と協議の上、必要な調査を行うこと。

(4) 設備の設置条件

【共通】

- ① 設備に係る設計、材料選定、施工、工事監理、維持管理にあたっては、電気事業法、消防法、建築基準法、建築士法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。
- ② 設計・工事にあたっては、原則として以下の仕様書（最新版）に準拠すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、町と事業者の協議により決定する。
 - a 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
 - b 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ③ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。
- ④ 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、建築（総合）、建築（構造）、電気設備図面、工程表等を町に提出し、確認を受ける。
- ⑤ 事業実施にあたり、関係法令及び条例等の規定に基づき届出・申請等の手続きを要する場合においては必要な手続きを調査し、所管行政庁等にて必要な手続きを行うこと。また、これら手続きに要する諸費用についても事業者が負担するものとする。

【太陽光発電設備】

- ① 発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及びJISC8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震 その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とし、確認結果を町に報告する。

- ② 発電設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとし、耐震性能は耐震クラスSとする。
- ③ 発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- ④ 各充電設備新設に伴い、対象施設の既設電気設備の見直し及び増設・更新等をすること。
- ⑤ 停電を伴う非常時にも対応可能な仕組みを構築し、その利用方法を提案すること。また、役場庁舎の非常用自家発電機の稼働に支障が生じないように対策を講じること。

【充電器等】

- ① 電気自動車用急速充電器及びV2XシステムはCHAdeMO認証を取得したものであること、又はCHAdeMO認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- ② 電気自動車用普通充電器はJ1772若しくはIEC62196-2type1規格に対応していること。
- ③ 急速充電器設置にあたっては、発注者及び電力供給会社等との調整を行い、設置すること。なお、急速充電器の利用に必要な電力は、既存とは別に新たに引き込みし、電力供給すること（既存の電力契約とは別に町が契約する）。
- ④ 急速充電器の一般解放（有償）を将来的に検討しているため、その機能を付加できる仕様の機器を提案すること。

【ソーラーカーポート】

- ① ソーラーカーポートの設計・工事監理を行うにあたり、建築士法に準拠すること。
- ② ソーラーカーポート設置後の駐車区画（台数、区画ごとの面積、身障者用駐車スペース）等を町と事前に協議の上、ソーラーカーポート設置位置を決定すること。
なお、身障者用駐車スペース2台分のスペースは確保すること。
- ③ 駐車区画線や充電場所を示す標識等については、上記協議の結果を基に事業者負担にて施工すること。
- ④ ソーラーカーポートの設置にあたり、人や車両の通行に支障のないよう配慮すること。
また、積雪期の除雪作業についても支障のないよう配慮すること。

(5) エネルギーマネジメント

- ① 電気自動車用普通充電器の充電及びV2XシステムによるEVの充放電を制御し、庁舎の契約電力が上昇しないようにEVへの充電を行うこと。
- ② 契約電力の低減（ピークカット）を目的としてEVからの放電を行うこと。
- ③ 電気自動車用急速充電器はエネルギー マネジメントの対象外とする。
- ④ エネルギーマネジメントシステムについては、事業者が選定し提案すること。
- ⑤ 本業務の内容や発電量などを、役場庁舎に設置するデジタルサイネージ（既存デジタルサイネージの活用可）等で、その事業成果の普及啓発が図られる提案とすること。

(6) 施工及び作業等

- ① 設備設置時には、施設に影響がないよう施工すること。また、設備に起因する不具合が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取ること。
- ② 対象施設の特性を踏まえ、施設の利用者等に影響が生じないよう施工すること。施工にあたっては、利用者の状況等を踏まえ、行事等が行われる日・時間帯を避けるなど十分な配慮を行うこと。また施設利用者から苦情等があった場合には、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- ③ 町が施工に係る書類を求めたときは、別途提出する。

- ④ 施工にあたり、施設の利用や安全に支障が起きないよう、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。
- ⑤ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。また、施設の電気設備への接続方法については、接続先となるキュービクル等の更新時に支障を来さない様に配慮すること。
- ⑥ 既存建物のコンクリート床、壁などに対して配管施工のためのコア抜きを行う場合は、事前に鉄筋探査を行うなどして、配筋を切断しないようにすること。
- ⑦ 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、町及び施設管理者との協議により決定する。設備には、施設の電気工作物と識別ができるよう必要に応じて本業務のものであることが分かるような表示を行う。
- ⑧ 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、閉庁日や施設利用者に影響が少ない日・時間帯とともに、できる限り短時間とするよう配慮すること。また計画書（作業内容や停電等に係るタイムスケジュール等）を作成し、町及び施設管理者と事前協議の上、施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- ⑨ 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。
- ⑩ 工事完成時には、現場で町の確認を受けること。さらに完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、町へ提出すること。

(7) 施工管理等

- ① 建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等に基づくほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）」及び「建築工事安全施工技術指針」を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。
- ② 工事車両等による搬出入の際は、特に周辺住民及び施設利用者の安全に留意すること。
- ③ 施工及び作業に伴う騒音、振動、ばい煙、ほこり、汚損、日影、反射光、輻射熱等による周囲への影響について配慮すること。関連法令を遵守し、公害防止に努めるとともに、周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工を行い、影響が懸念される場合には対策を施すこと。周辺住民等から苦情があった場合には事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- ④ 施工及び作業に起因する損害は、事業者負担により速やかに復旧すること。
- ⑤ 事業者は、環境への負荷の低減に努めるとともに、施工に伴い発生した廃棄物を関係法令に基づき適正な処理を行うこと。

(8) その他

- ① 事業者からの企画提案内容が達成できることによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- ② 発電した電気は原則、自家消費するものとする。
- ③ 契約者は、関係法令を遵守し、誠実かつ安全に業務を履行すること。
- ④ 本業務の履行にあたり町が提供した全ての情報は第三者に開示又は漏洩しないこと。
- ⑤ 必要な機材等は原則として事業者が負担するものとする。
- ⑥ 本業務の履行に際し、町の担当職員と協議を行い、町民の安全確保に十分配慮すること。
- ⑦ 本業務を実施する上で、本要求水準書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、町の担当職員と協議し決定すること。

別表 参考資料

1. 電力使用状況

岩内町役場庁舎（保健センター含む）使用電力量実績表

契約種別 業務用電力（一般）

契約電力 主契約 99kW（令和6年12月時点）

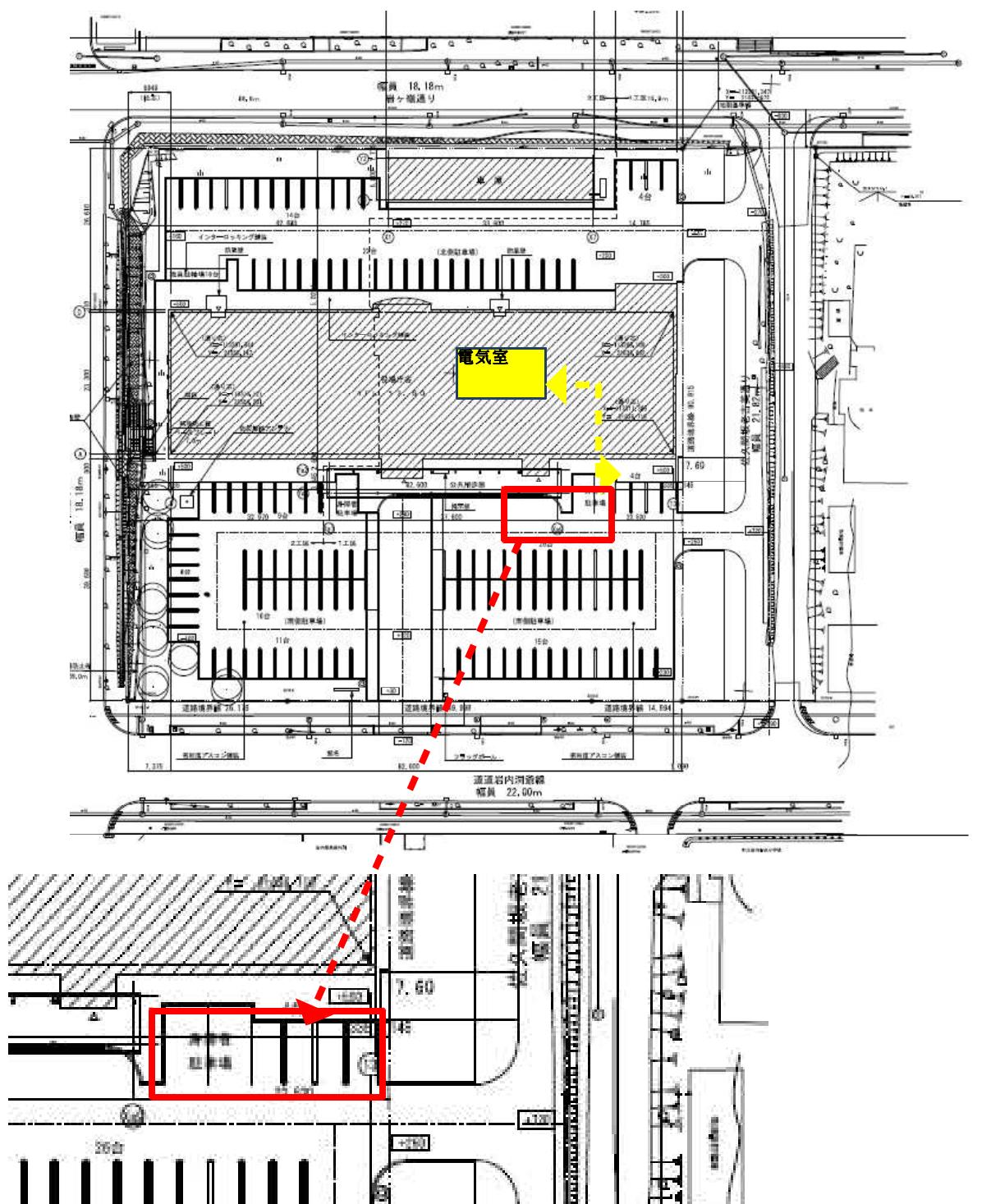
供給電圧 主契約 6kV

年月	使用電力量	最大需要電力	契約電力 主契約
令和6年1月	26,465kWh	94kW	99kW
令和6年2月	24,959kWh	89kW	99kW
令和6年3月	25,653kWh	93kW	99kW
令和6年4月	21,834kWh	68kW	99kW
令和6年5月	20,051kWh	67kW	99kW
令和6年6月	18,519kWh	55kW	99kW
令和6年7月	22,679kWh	82kW	99kW
令和6年8月	23,846kWh	76kW	94kWに変更
令和6年9月	19,566kWh	74kW	94kW
令和6年10月	19,989kWh	58kW	94kW
令和6年11月	22,286kWh	75kW	94kW
令和6年12月	27,365kWh	94kW	94kW

2. 導入予定EV（令和7年度）

- (1) 軽EV3台（三菱EKクロス2台、日産サクラ1台）、日産リーフ1台
- (2) 電池容量：三菱EKクロス20kWh、日産サクラ20kWh、日産リーフ40kWh

3. 設置予定場所（序舎駐車場）



設置範囲 : 5.0m × 17.0m = 85m² (詳細については、現地調査すること)